

第99号議案
関連資料

羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例について

1. 条例制定直接請求の経過について

【令和2年9月23日】

条例制定請求代表者から区長に対して代表者証明書の交付申請

【令和2年9月24日】

選挙管理委員会による条例制定請求代表者が選挙人名簿に登録されていることの確認

【令和2年10月3日】

区長から条例制定請求代表者に対して代表者証明書の交付、およびその旨の告示

【令和2年10月4日～11月3日】

条例制定請求代表者による署名収集期間

【令和2年11月9日】

条例制定請求代表者から選挙管理委員会に署名簿の提出

【令和2年11月10日～11月29日】

選挙管理委員会による署名の審査

(11月19日、選挙管理委員会による署名簿縦覧期間および場所について告示・公表)

【令和2年11月29日】

選挙管理委員会による有効署名数の告示

・ 有効署名数 20,760

(選挙権を有する者の50分の1の数 6,802)

【令和2年11月30日～12月6日】

署名簿縦覧期間および異議申出の受付期間(異議申出なし)

【令和2年12月8日】

選挙管理委員会から条例制定請求代表者に対して署名簿の返付

【令和2年12月11日】

条例制定請求代表者から区長に対して条例制定請求書の提出(本請求)

2. 条例の概要について(議案書条例参照)

条例の内容は、国土交通省が決定した羽田空港の新飛行経路の運用に対し、品川区民の意思を確認し、航空行政に反映させるため、条例の公布の日から起算して3月以内に、新飛行経路の運用の賛否を問う区民投票を実施するよう区長に義務付けるとともに、投票結果が判明した際には、区長および区議会は区民投票において多数となった意見を尊重し、区長は当該投票結果を国土交通大臣および東京都知事に速やかに通知しなければならないとするもの。

3. 条例に対する区長意見の概要について(議案書区意見参照)

- (1) 区議会および区長が既に国に対して意見を表明し、要望を伝えている。
- (2) 条例案の内容が区民の意思の反映方法として必ずしも適当ではない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策実施の中、約1億5千万円もの経費がかかる。
- (4) 羽田新飛行経路の運用は国の決定事項である。
- (5) 上記(1)から(4)までにより、本条例の制定には反対する。